

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成21年 2月 6日提出

【計算期間】 第12特定期間
(自 平成20年 5月 8日 至 平成20年11月 7日)

【ファンド名】 明治ドレスナー外国債券オープン（毎月分配型）

【発行者名】 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 佐藤 公俊

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山三丁目 6番 7号

【事務連絡者氏名】 末 富 幸 子

【連絡場所】 東京都港区北青山三丁目 6番 7号

【電話番号】 03-5469-3867

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

明治ドレスナー外国債券オープン（毎月分配型）は、日本を除く世界の債券に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益）の確保とともに信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「追加型投信/海外/債券」に商品分類され、属性は下記に区分されます。

「追加型投信/海外/債券」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドであり、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産（債券）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

<ファンドの属性およびその定義>

- | | | |
|------------------|--------------------------|--|
| 1. 投資対象資産による属性区分 | ... その他資産(投資信託証券(債券 公債)) | 目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信ではないその他資産である投資信託証券(親投資信託など)を通じて、主として日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に投資を行う旨の記載があるものをいいます。 |
| 2. 決算頻度による属性区分 | ... 年12回(毎月) | 目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 3. 投資対象地域による属性区分 | ... グローバル(日本を除く) | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中には「日本」を含みません。 |
| 4. 投資形態による属性区分 | ... ファミリーファンド | 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。 |
| 5. 為替ヘッジによる属性区分 | ... 為替ヘッジなし | 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限5,000億円

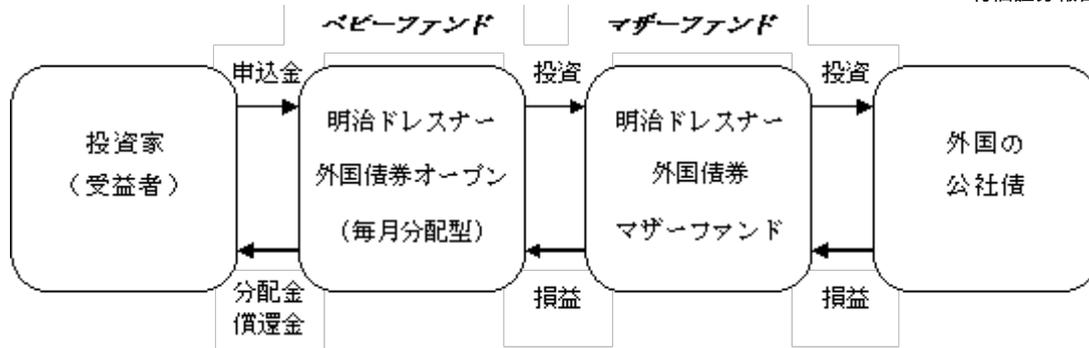
ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、明治ドレスナー外国債券マザーファンド受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド(以下「親投資信託」ともいいます。)で行う仕組みになっています。

「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

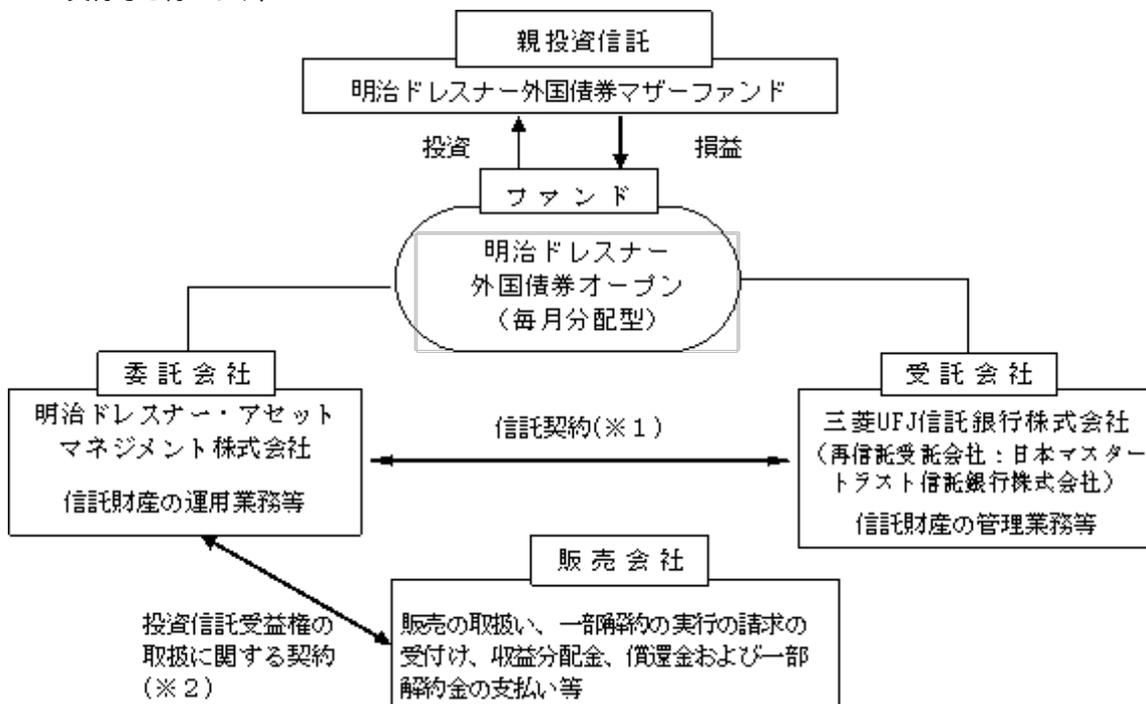
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。

2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社

信託財産の保管・管理業務を行い、分配金・解約金及び償還金の交付等を行います。（受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）

3. 販売会社

ファンドの販売会社として販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月1日付で、商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更予定（呼称：「MDAM（エムダム）」）。

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	11,340株	90%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ, 80636 ミュンヘン ニュンフェンブルガー シュトラッセ 112- 116	1,261株	10%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

運用方針

この投資信託は、日本を除く世界の債券に分散投資し、安定的なインカムゲイン（利息収益）の確保とともに信託財産の成長を目指します。

運用の形態等

ファンダメンタルズ分析を重視した運用によりベンチマークを上回る収益獲得を目指すアクティブ運用を行います。

投資態度

1. シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

シティグループ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

シティグループ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

2. 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付機関によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
3. 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
4. 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
5. 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
6. 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
7. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができないことがあります。

（参考）親投資信託の概要

「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」

投資の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1)投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

シティグループ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。ただし、常に投資対象国すべてに投資するものではありません。

投資対象国（予定）



アメリカ(Aaa)



フランス(Aaa)



ドイツ(Aaa)



イギリス(Aaa)



スペイン(Aaa)



スウェーデン(Aaa)



カナダ(Aaa)



デンマーク(Aaa)



スイス(Aaa)



オーストラリア(Aaa)



シンガポール(Aaa)



ルルク(Aaa)



ベルギー(Aa1)



イタリア(Aa2)



ギリシャ(A1)



ポーランド(A2)



アイルランド(Aaa)



オーストリア(Aaa)



フィンランド(Aaa)



ハンガリー(Aaa)



ポルトガル(Aa2)



マレーシア(A3)

（ ）内は、ムーディーズ社による各国の国債の格付けです（2009年1月7日現在）。

（ご参考）日本の国債の格付け：Aa3

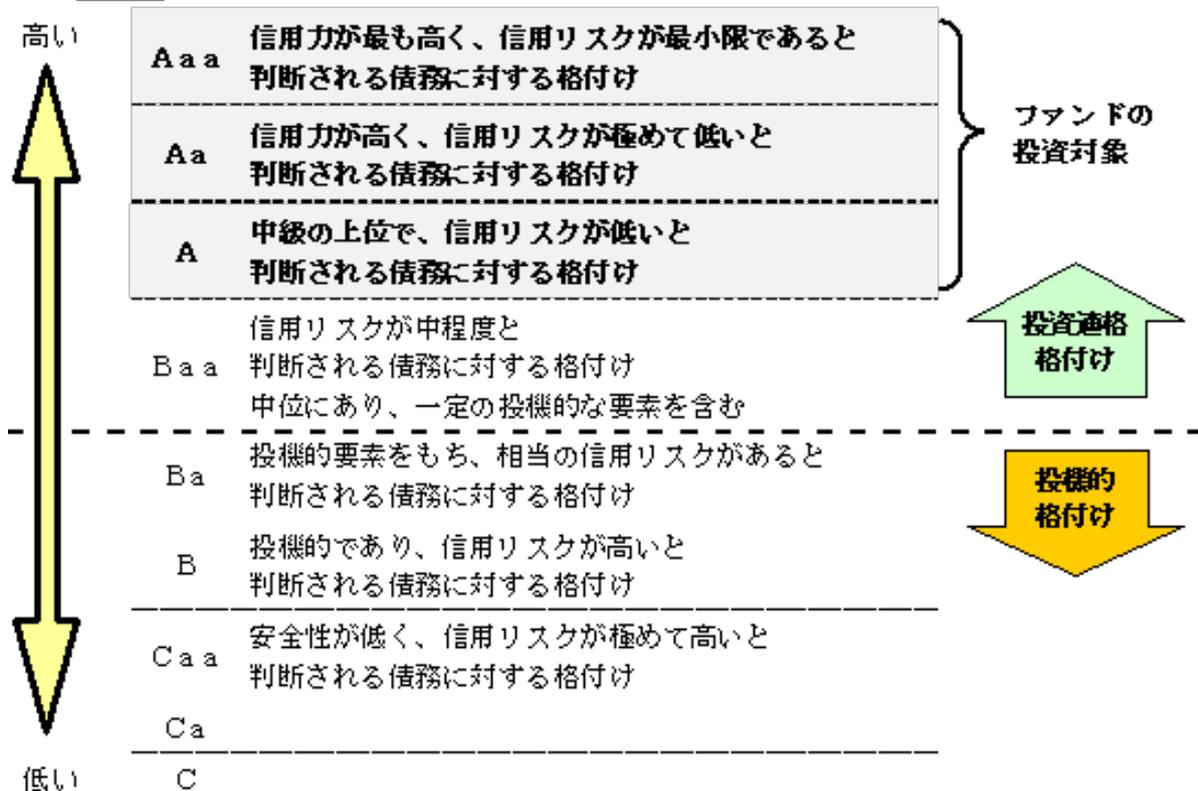
シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

シティグループ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。

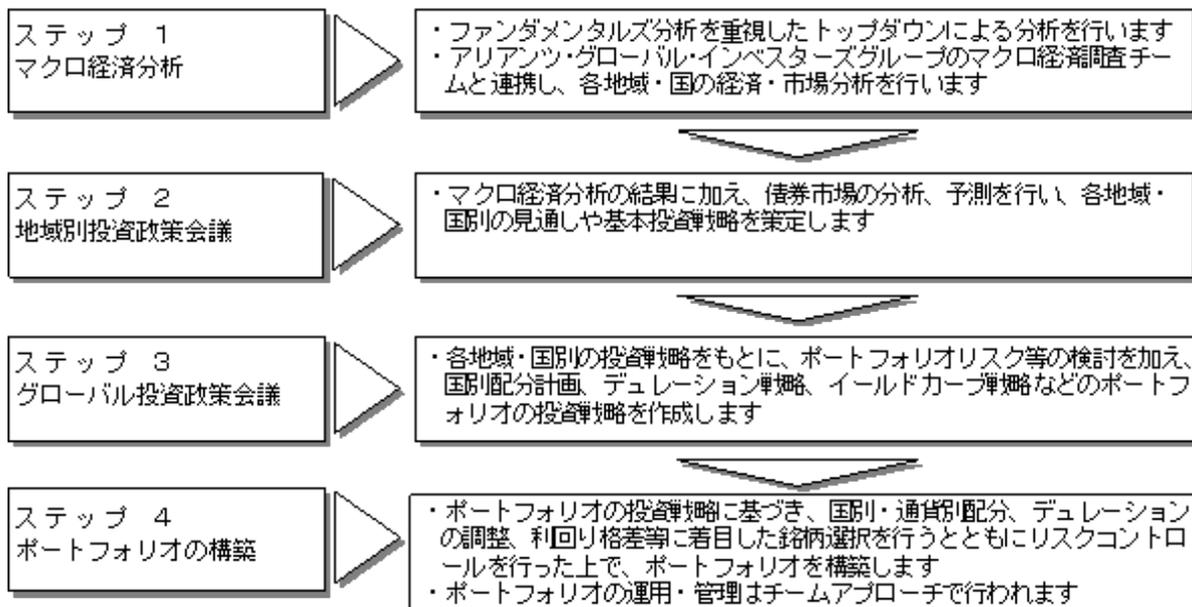
格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（格付会社）が公表したものです。格付けが高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。

ムーディーズ社の長期債務格付けを例にとると以下のようになります。
格付け



注：ムーディーズはAaからCaaまでの格付けに、1、2、3という数字付加記号を加えています。1は、債務が文字格付けの Kategorieで上位に位置することを示し、2は中位、3は下位にあることを示しています。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
運用プロセスの概要



<分析フレームワークの確立>

各国の債券・通貨バリュエーションに影響を与えるダイナミックな投資テーマを把握するとともに、個別市場を評価するための全市場共通のフレームワークを確立します。

<カントリー分析>

地域・国別分析により債券・通貨市場に影響を与える経済的要因、その他の構造的要因の評価を行うとともに、各市場のバリュエーションによるセクター（国債・社債等）選択を行います。

<市場予測>

現状のマクロ経済環境および金融政策の方向性を認識するとともに、将来におけるイールドカーブの形状変化、為替および金利水準の動向を予測します。

<モデルポートフォリオの構築>

満期構成毎に債券・通貨についての期待リターンを算出し、種々の制約条件（ポートフォリオ全体のリスク、カントリーリスク、通貨リスク、クレジットリスク等）を勘案し、最適な満期別・通貨別・セクター別配分を決定します。

<投資の実行とリスクコントロール>

ポートフォリオの構築は制約条件を調整した上で、モデルポートフォリオと同様の戦略に沿って行われ、ポートフォリオのデュレーションやイールドカーブの形状変化に着目し、ベンチマーク対比でのリスクコントロールを行います。

債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

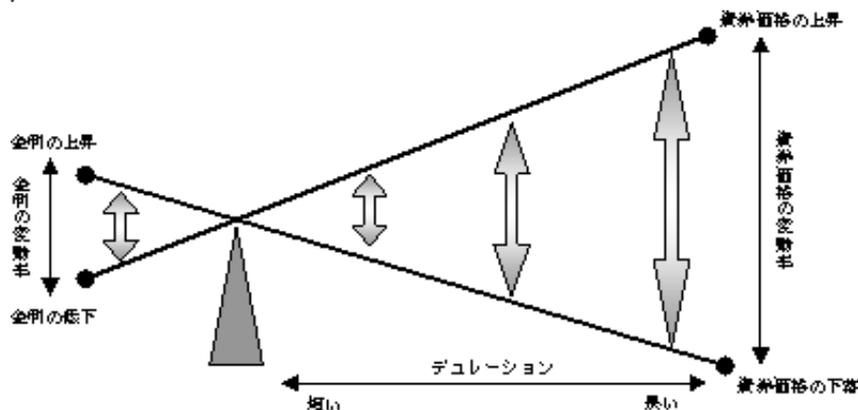
1. 国別・通貨別配分

一般に債券は、市中金利の水準が低下すると価格が上昇し、金利が上昇すると価格が低下します。景気や物価などの動向は国ごとに様々であり、金利の動きは国によって大きく異なることがあります。

当ファンドでは、グローバルベースでのカントリー分析・市場予測を行い、国別・通貨別の最適配分を決定します。

2. デュレーション調整

デュレーションとは、投資元本の平均回収期間のことで、債券価格の金利変動に対する感応度をあらわします。デュレーションが長い(大きい)ほど金利変動に対する債券価格の変動が大きくなります。金利が低下した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく上昇します。一方、金利が上昇した場合、デュレーションが長いほど債券価格は大きく下落します。当ファンドでは、各国金利見通し等に基づいて、デュレーションの調整を行います。



公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等を行います。

スワップ取引を行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を行います。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第24条に定めるものに限りません。）
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 二．金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

- 1.株券または新株引受権証券
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 17.預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18.外国の者が発行する譲渡性預金証券
- 19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 20.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22.外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

1.運用体制

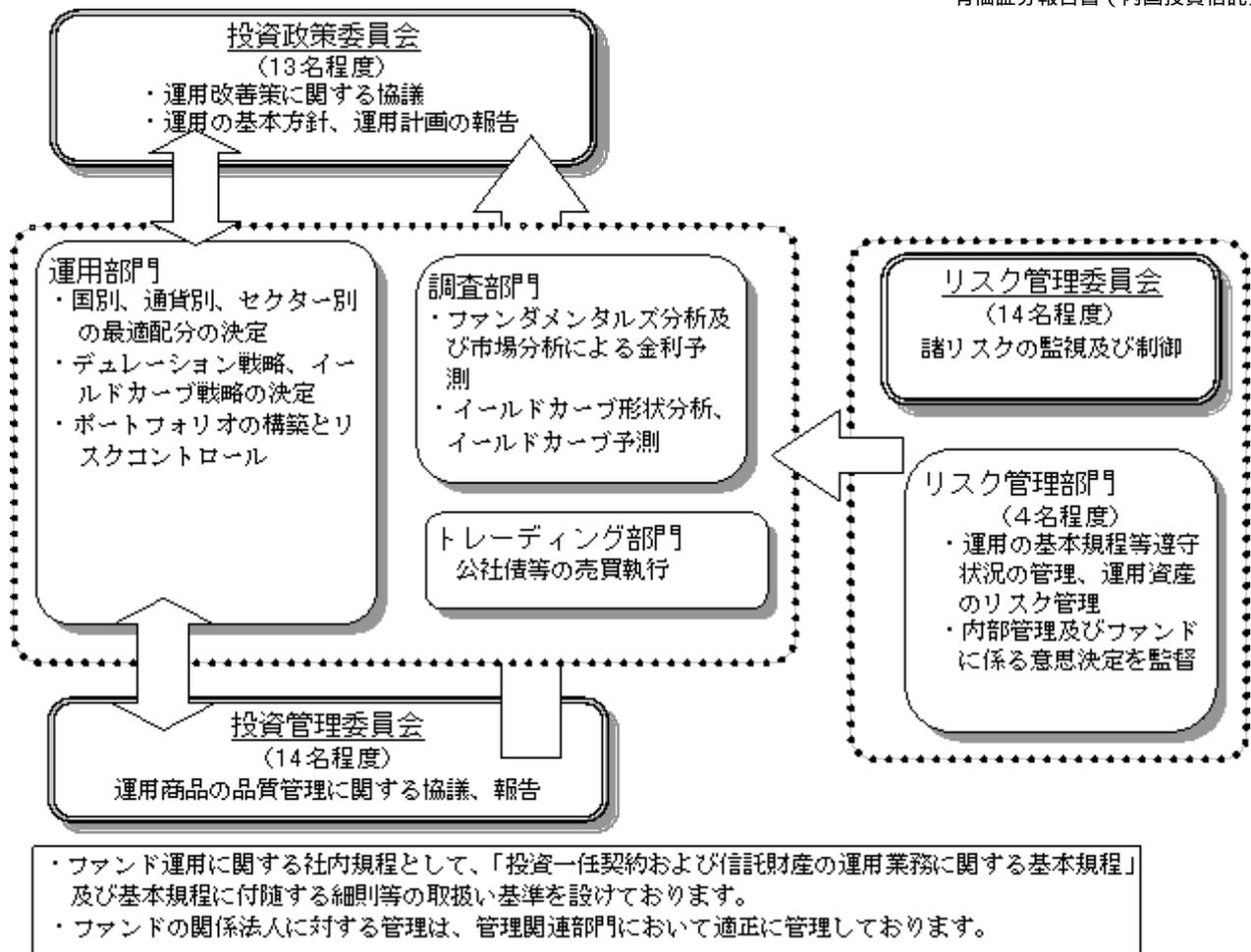
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



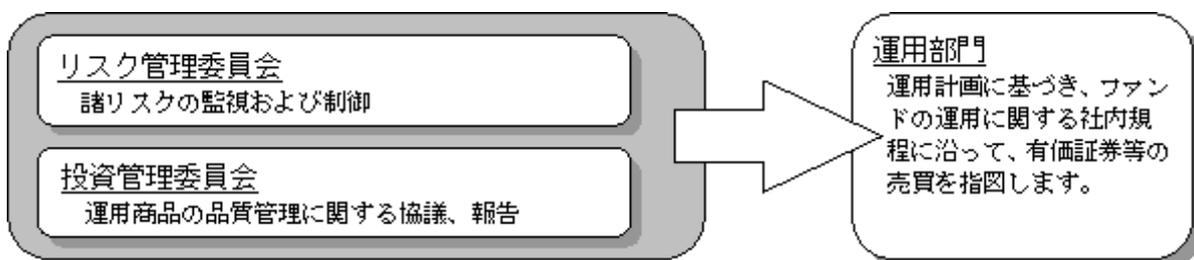
ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

2. 内部管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドの内部管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

- 毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します（分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります）。
 - 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- 組入債券のインカムゲイン(利息収益)を中心に、安定した収益の分配を行います。
 - 為替変動や金利変動等により、基準価額が当初元本（1口＝1円）を下回る場合においても、利息等収益（経費控除後）を中心に収益分配を行う予定です。

収益分配金のイメージ



上記はあくまでもイメージ図であり、当ファンドの将来の投資成果および収益分配金のお支払いを約束するものではありません。

収益の分配方式

- 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日まで）に、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。収益分配金の支払いは販売会社において行います。ただし、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等の投資制限（約款 運用の基本方針）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券の投資制限（約款第17条第6項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針）

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資する株式等の範囲（約款第19条）

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第21条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第24条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指

図をすることができます。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第25条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けの指図をすることができます。

公社債の空売りの指図範囲（約款第26条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

公社債の借入れ（約款第27条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外国為替予約取引の指図（約款第29条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部

を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ（約款第36条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて間接的に、公社債など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

1. 値動きの主な要因

為替変動リスク

外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。債券価格が変動する度合は、債券のデュレーション（投資元本の平均回収期間）が長いほど大きくなります。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる可能性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

2. その他のリスク・留意点

カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来の価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

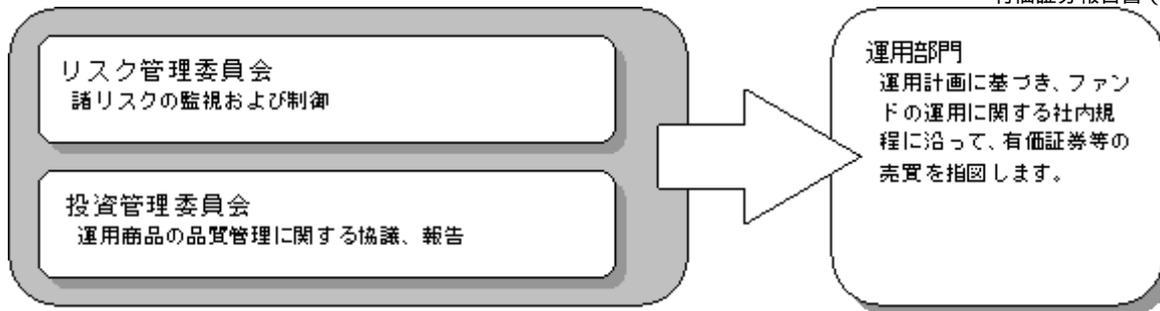
ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2)リスク管理体制

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価、トレーディング分析等を行い、必要に応じて指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額に、1.575%（税抜1.5%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.1%の信託財産留保額を控除した額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し、次の率を乗じて得た金額が信託報酬として、信託財産の費用に計上されます。

各販売会社毎の純資産総額に応じて		100億円以下の部分	100億円超250億円以下	250億円超500億円以下	500億円超の部分
信託報酬の総額		年1.2075% (税抜1.15%)	年1.2075% (税抜1.15%)	年1.2075% (税抜1.15%)	年1.2075% (税抜1.15%)
内訳	委託会社	年0.5145% (税抜0.49%)	年0.4620% (税抜0.44%)	年0.4410% (税抜0.42%)	年0.4095% (税抜0.39%)
	販売会社	年0.6405% (税抜0.61%)	年0.6930% (税抜0.66%)	年0.7140% (税抜0.68%)	年0.7455% (税抜0.71%)
	受託会社	年0.0525% (税抜0.05%)	年0.0525% (税抜0.05%)	年0.0525% (税抜0.05%)	年0.0525% (税抜0.05%)

上記信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産にかかる監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利

息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

1) 個別元本方式について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
3. 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2) 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

＜収益分配金の課税と個別元本のイメージ＞

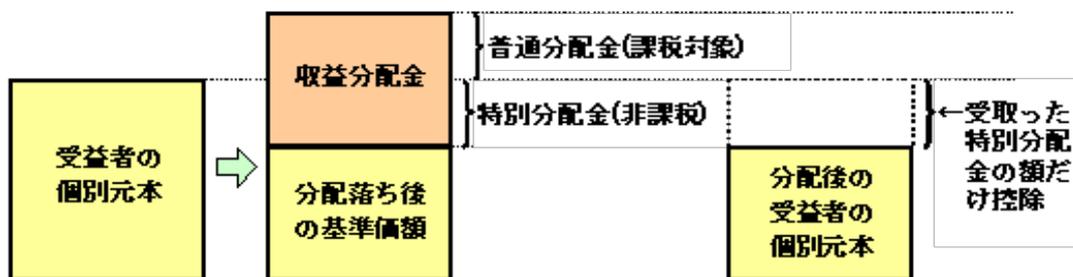
①収益分配金が全額普通分配金になる場合



②収益分配金が全額特別分配金になる場合



③収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合



※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

4)個人、法人別の課税の取扱いについて

＜普通分配金について＞

平成22年12月31日までの間、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収税率は、10%（所得税7%、地方税3%）となります。

平成21年、平成22年の各年において、上場株式等を含めた配当所得の合計額が年間100万円以下の場合には、(1)申告不要、(2)税率10%の申告分離課税又は(3)総合課税の選択制となります。年間100万円超の場合は、(4)申告分離課税（税率は年間100万円以下の部分は10%、100万円超の部分は20%）と(5)総合課税の選択制となります。

平成23年1月1日以降、源泉徴収の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

＜一部解約時および償還時の個別元本超過額について＞

平成22年12月31日までの間、一部解約時および償還時の個別元本超過額については、上場株式等の譲渡益（譲渡所得とみなして課税）として、その税率は10%（所得税7%、地方税3%）となります。

平成21年、平成22年の各年において、上場株式等の譲渡益の合計額が年間500万円以下の場合には、(1)源泉徴収ありの特定口座については、原則として、確定申告不要、(2)税率10%の申告分離課税又は(3)総合課税の選択制となります。年間500万円超の場合は、(4)申告分離課税（税率は年間500万円以下の部分は10%、500万円超の部分は20%）と(5)総合課税の選択制となります。

平成23年1月1日以降、税率は20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。

平成21年1月1日以降、上場株式等の譲渡損は、上場株式等の配当（申告分離課税を適用する場合のみ）と通算できます。平成22年1月1日以降を目的に、源泉徴収付特定口座での損益通算が認められる予定です。

上場株式等の譲渡損が控除できるのは、上場株式等の配当のうち、申告分離課税を選択した配当のみで、申告不要や総合課税の場合は控除できません。

(2) 法人の受益者に対する課税

平成21年3月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

平成21年4月1日以降の税率は、15%(所得税15%)となります。

当ファンドは、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更されることがあります。

5【運用状況】

以下は平成20年12月24日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
明治ドレスナー外国債券マザーファンド受益証券	95,121,034,956	99.05
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	909,518,786	0.95
合計（純資産総額）	96,030,553,742	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況

明治ドレスナー外国債券マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	34,033,364,184	30.54
	フランス	17,299,001,730	15.52
	ドイツ	15,880,715,137	14.25
	イタリア	14,565,840,997	13.07
	イギリス	9,210,357,324	8.26
	スペイン	4,636,976,505	4.16
	ベルギー	2,795,153,224	2.51
	カナダ	2,436,761,822	2.19
	ギリシャ	1,683,681,750	1.51
	スイス	989,048,363	0.89
	ポーランド	976,760,334	0.88
	デンマーク	937,145,625	0.84
	スウェーデン	829,523,382	0.74
	シンガポール	540,494,042	0.48
	オーストラリア	464,017,186	0.42
	ノルウェー	312,023,700	0.28
小計		107,590,865,305	96.54
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		3,853,269,764	3.46
合計（純資産総額）		111,444,135,069	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 上位銘柄

順位	銘柄名	国名/業種 種類	数量（口）	簿価単価/ 簿価額（円）	評価単価/ 評価額（円）	投資比率 （％）
1	明治ドレスナー 外国債券マザーファンド	日本 / - 親投資信託受益証券	64,615,878,647	1.4125 91,269,928,589	1.4721 95,121,034,956	99.05

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.05
合計	99.05

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資状況

明治ドレズナー外国債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	ドイツ	国債証券	GER BUNDS 4.25%18/07/04	49,390,000	13,780.52	6,806,199,321	14,032.15	6,930,482,095	4.25	2018/7/4	6.22
2	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4%18/08/15	52,890,000	10,389.16	5,494,828,185	10,561.79	5,586,132,052	4	2018/8/15	5.01
3	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.875%12/02/15	54,900,000	9,943.76	5,459,125,612	10,136.54	5,564,961,832	4.875	2012/2/15	4.99
4	フランス	国債証券	FRA GOVT 4%13/10/25	37,190,000	12,989.06	4,830,634,048	13,364.50	4,970,257,735	4	2013/10/25	4.46
5	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.25%13/08/15	46,850,000	9,809.10	4,595,563,350	10,343.49	4,845,928,578	4.25	2013/8/15	4.35
6	フランス	国債証券	FRA GOVT 3.75%17/04/25	32,410,000	12,245.41	3,968,739,973	13,066.07	4,234,716,041	3.75	2017/4/25	3.80
7	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 5%11/02/15	36,490,000	9,912.06	3,616,913,321	9,899.82	3,612,444,318	5	2011/2/15	3.24
8	イタリア	国債証券	IT BTPS 4.75%13/02/01	19,790,000	13,038.25	2,580,271,555	13,214.02	2,615,055,547	4.75	2013/2/1	2.35
9	イタリア	国債証券	IT BTPS 5.25%17/08/01	18,150,000	13,235.52	2,402,247,152	13,643.95	2,476,377,832	5.25	2017/8/1	2.22
10	イタリア	国債証券	IT BTPS 4.25%15/02/01	19,000,000	12,733.51	2,419,367,850	12,961.12	2,462,613,750	4.25	2015/2/1	2.21
11	アメリカ	国債証券	US T-NOTE 4.125%15/05/15	20,440,000	9,563.70	1,954,820,770	10,452.64	2,136,520,638	4.125	2015/5/15	1.92
12	スペイン	国債証券	SPA GOVT 4.75%14/07/30	15,800,000	13,174.82	2,081,622,429	13,506.12	2,133,967,671	4.75	2014/7/30	1.91
13	イギリス	国債証券	UK GILT 5%12/03/07	13,500,000	14,044.49	1,896,007,399	14,437.09	1,949,007,274	5	2012/3/7	1.75
14	アメリカ	国債証券	US T-BOND 6.25%23/08/15	15,370,000	11,192.58	1,720,299,546	12,632.76	1,941,655,212	6.25	2023/8/15	1.74
15	イタリア	国債証券	IT BTPS 5%12/02/01	12,910,000	13,088.83	1,689,769,179	13,163.44	1,699,400,749	5	2012/2/1	1.52
16	ギリシャ	国債証券	HELLENIC REP6.5%14/01/11	12,500,000	14,062.50	1,757,813,062	13,469.45	1,683,681,750	6.5	2014/1/11	1.51
17	アメリカ	国債証券	US T-BOND 8.125%19/08/15	12,370,000	12,499.97	1,546,246,671	13,554.13	1,676,646,499	8.125	2019/8/15	1.50
18	ベルギー	国債証券	BELGIUM 8%15/03/28	10,550,000	15,567.25	1,642,345,877	15,732.90	1,659,821,899	8	2015/3/28	1.49
19	フランス	国債証券	FRA GOVT 5%16/10/25	11,000,000	13,407.49	1,474,824,285	13,934.79	1,532,826,900	5	2016/10/25	1.38
20	カナダ	国債証券	CAN GOVT 4.5%15/06/01	17,940,000	7,981.41	1,431,865,702	8,425.41	1,511,519,705	4.5	2015/6/1	1.36
21	イギリス	国債証券	UK GILT 8%21/06/07	7,700,000	17,634.65	1,357,868,196	19,400.66	1,493,850,897	8	2021/6/7	1.34
22	アメリカ	国債証券	US T-BOND 8%21/11/15	10,290,000	12,800.02	1,317,122,572	13,965.21	1,437,020,109	8	2021/11/15	1.29
23	ドイツ	国債証券	GER BUNDS 4.25%39/07/04	10,020,000	13,242.68	1,326,916,756	14,306.55	1,433,516,610	4.25	2039/7/4	1.29
24	イギリス	国債証券	UK GILT 4.75%38/12/07	9,010,000	14,170.56	1,276,767,943	15,766.48	1,420,560,274	4.75	2038/12/7	1.27
25	フランス	国債証券	FRA GOVT 8.5%19/10/25	7,600,000	17,323.65	1,316,597,400	18,266.96	1,388,289,492	8.5	2019/10/25	1.25

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
26	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.5%13/01/04	10,050,000	12,744.26	1,280,798,456	13,666.71	1,373,504,958	4.5	2013/1/4	1.23
27	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 5%12/01/04	9,770,000	13,047.11	1,274,702,744	13,697.06	1,338,203,152	5	2012/1/4	1.20
28	アメ リカ	国債 証券	US T-NOTE 4.75%17/08/15	12,250,000	9,990.54	1,223,841,150	10,921.83	1,337,925,093	4.75	2017/8/15	1.20
29	アメ リカ	国債 証券	US T-BOND 4.625%17/02/15	11,700,000	9,904.07	1,158,776,482	10,805.60	1,264,255,492	4.625	2017/2/15	1.13
30	ドイツ	国債 証券	GER BUNDS 4.25%17/07/04	8,980,000	12,849.84	1,153,916,440	13,910.76	1,249,186,652	4.25	2017/7/4	1.12

(注) 円換算評価額は円単位で表示しています。

2. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	96.54
合計	96.54

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末(平成15年5月7日)	8,711,363,706	8,735,681,808	10,747	10,777
第2特定期間末(平成15年11月7日)	19,142,550,291	19,200,880,989	9,845	9,875
第3特定期間末(平成16年5月7日)	35,505,996,117	35,617,234,231	10,214	10,246
第4特定期間末(平成16年11月8日)	52,949,299,827	53,101,747,312	10,411	10,441
第5特定期間末(平成17年5月9日)	86,052,568,598	86,334,315,408	10,384	10,418
第6特定期間末(平成17年11月7日)	119,514,300,139	119,932,045,922	10,867	10,905
第7特定期間末(平成18年5月8日)	120,172,441,046	120,562,677,514	10,463	10,497
第8特定期間末(平成18年11月7日)	128,600,112,182	129,073,530,722	11,131	11,172
第9特定期間末(平成19年5月7日)	131,024,301,670	131,503,323,455	11,484	11,526
第10特定期間末(平成19年11月7日)	129,306,059,298	129,789,894,373	11,487	11,530
第11特定期間末(平成20年5月7日)	119,803,433,088	120,256,080,266	10,847	10,888
第12特定期間末(平成20年11月7日)	93,862,244,708	94,236,569,013	8,776	8,811

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成19年12月末日	127,904,189,231	11,356
平成20年1月末日	122,202,180,495	10,895
平成20年2月末日	121,348,047,919	10,887
平成20年3月末日	118,163,569,700	10,678
平成20年4月末日	119,471,292,437	10,820
平成20年5月末日	119,245,515,254	10,790
平成20年6月末日	121,904,989,879	10,939
平成20年7月末日	122,733,458,497	11,040
平成20年8月末日	120,104,492,922	10,834
平成20年9月末日	111,613,050,298	10,168
平成20年10月末日	95,749,350,957	8,946
平成20年11月末日	95,387,093,097	8,961
直近日（平成20年12月24日現在）	96,030,553,742	9,061

【分配の推移】

	1万口当たり税込み分配金（円）
第1特定期間（平成14年11月18日から平成15年5月7日まで）	129
第2特定期間（平成15年5月8日から平成15年11月7日まで）	187
第3特定期間（平成15年11月8日から平成16年5月7日まで）	198
第4特定期間（平成16年5月8日から平成16年11月8日まで）	192
第5特定期間（平成16年11月9日から平成17年5月9日まで）	206
第6特定期間（平成17年5月10日から平成17年11月7日まで）	219
第7特定期間（平成17年11月8日から平成18年5月8日まで）	220
第8特定期間（平成18年5月9日から平成18年11月7日まで）	240
第9特定期間（平成18年11月8日から平成19年5月7日まで）	266
第10特定期間（平成19年5月8日から平成19年11月7日まで）	274
第11特定期間（平成19年11月8日から平成20年5月7日まで）	249
第12特定期間（平成20年5月8日から平成20年11月7日まで）	245

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1特定期間（平成14年11月18日から平成15年5月7日まで）	8.76
第2特定期間（平成15年5月8日から平成15年11月7日まで）	6.65
第3特定期間（平成15年11月8日から平成16年5月7日まで）	5.76
第4特定期間（平成16年5月8日から平成16年11月8日まで）	3.81
第5特定期間（平成16年11月9日から平成17年5月9日まで）	1.72
第6特定期間（平成17年5月10日から平成17年11月7日まで）	6.76
第7特定期間（平成17年11月8日から平成18年5月8日まで）	1.69
第8特定期間（平成18年5月9日から平成18年11月7日まで）	8.68
第9特定期間（平成18年11月8日から平成19年5月7日まで）	5.56
第10特定期間（平成19年5月8日から平成19年11月7日まで）	2.41
第11特定期間（平成19年11月8日から平成20年5月7日まで）	3.40
第12特定期間（平成19年5月8日から平成20年11月7日まで）	16.83

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額、以下、「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年11月18日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社が取引口座を開設していただきます。
販売会社と販売会社以外の金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融機関がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス（<http://www.mdam.co.jp>）
4. 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、1.575%（税抜1.5%）を上限として、各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。
「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます。（以下同じ。）
申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
販売会社により、他のファンドの償還金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。また、一定の要件を満たした他のファンドの換金代金の範囲内での当ファンドの取得について、手数料率が優遇される場合（償還前乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. お申込単位は、販売会社が定める単位となります。
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
「分配金再投資コース」で当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的受取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）または「分配金出金」に関する契約を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、午後3時まで（年末年始などわが国の金融商品取引所が半日取引の場合には、午前11時まで）とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が

あるときは、取得申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができるものとします。

2【換金(解約)手続等】

・信託の一部解約(解約請求制)

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額(解約価額)は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から0.1%の信託財産留保額を控除した金額とします。また、当該金額は請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレズナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス(<http://www.mdam.co.jp>)

「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
4. 換金手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行の請求の受付時間は、午後3時(年末年始などが国の金融商品取引所が半日取引の場合は午前11時)までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとなります。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治ドレズナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-5469-2946(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス(<http://www.mdam.co.jp>)

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

ん。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。また、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに上記3.の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記1.から5.の規定にしたがいま

反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに)、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間（平成19年11月8日から平成20年5月7日まで）及び第12特定期間（平成20年5月8日から平成20年11月7日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

明治ドレスナー外国債券オープン（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11特定期間 (平成20年5月7日現在)	第12特定期間 (平成20年11月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,902,654,051	1,538,851,715
親投資信託受益証券	118,487,127,724	92,821,622,383
未収入金	5,000,000	40,000,000
未収利息	20,851	12,627
流動資産合計	120,394,802,626	94,400,486,725
資産合計	120,394,802,626	94,400,486,725
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	452,647,178	374,324,305
未払解約金	19,618,767	62,070,933
未払受託者報酬	5,156,001	4,408,954
未払委託者報酬	113,432,002	96,996,939
その他未払費用	515,590	440,886
流動負債合計	591,369,538	538,242,017
負債合計	591,369,538	538,242,017
純資産の部		
元本等		
元本	110,444,436,735	106,950,086,009
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,358,996,353	13,087,841,301
（分配準備積立金）	8,879,456,212	7,865,141,100
元本等合計	119,803,433,088	93,862,244,708
純資産合計	119,803,433,088	93,862,244,708
負債純資産合計	120,394,802,626	94,400,486,725

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第11特定期間 (自平成19年11月8日 至平成20年5月7日)	第12特定期間 (自平成20年5月8日 至平成20年11月7日)
営業収益		
受取利息	2,571,509	2,792,222
有価証券売買等損益	3,710,455,352	19,211,505,341
営業収益合計	3,707,883,843	19,208,713,119
営業費用		
受託者報酬	32,080,916	30,598,813
委託者報酬	705,780,042	673,173,802
その他費用	3,208,030	3,059,820
営業費用合計	741,068,988	706,832,435
営業損失()	4,448,952,831	19,915,545,554
経常損失()	4,448,952,831	19,915,545,554
当期純損失()	4,448,952,831	19,915,545,554
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	49,673,438	175,499,773
期首剰余金又は期首欠損金()	16,742,025,961	9,358,996,353
剰余金増加額又は欠損金減少額	319,483,994	358,724,359
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	78,200,736
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	319,483,994	280,523,623
剰余金減少額又は欠損金増加額	528,680,258	368,542,660
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	528,680,258	356,215,247
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	12,327,413
分配金	2,774,553,951	2,696,973,572
期末剰余金又は期末欠損金()	9,358,996,353	13,087,841,301

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11特定期間 (自平成19年11月8日 至平成20年5月7日)	第12特定期間 (自平成20年5月8日 至平成20年11月7日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて評価して おります。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第11特定期間 (平成20年5月7日現在)	第12特定期間 (平成20年11月7日現在)
1. 当該特定期間の末日における受 益権の総数	110,444,436,735口	106,950,086,009口
2. 投資信託財産の計算に関する規 則第55条の6第10号に規定する 額	-	元本の欠損 13,087,841,301円
3. 当該特定期間の末日における1 単位当たりの純資産の額	1.0847円	0.8776円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11特定期間 （自平成19年11月8日 至平成20年5月7日）		第12特定期間 （自平成20年5月8日 至平成20年11月7日）			
第59計算期（平成19年11月8日から平成19年12月7日まで）		第65計算期（平成20年5月8日から平成20年6月9日まで）			
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した24,941,714,510円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は472,012,286円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>		<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した23,923,408,924円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は507,815,818円です。</p> <p>なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>			
配当等収益（注1）	A	485,719,516	配当等収益（注1）	A	510,755,757
経費	B	125,634,287	経費	B	130,167,397
収益調整金（その他 収益調整金）（注 2）	C	14,691,438,068	収益調整金（その他 収益調整金）（注 2）	C	14,724,073,703
分配準備積立金（配 当等収益）（注3）	D	77,282,507	分配準備積立金（配 当等収益）（注3）	D	73,632,962
分配準備積立金（有 価証券売買等利益） （注4）	E	9,812,908,706	分配準備積立金（有 価証券売買等利益） （注4）	E	8,745,113,899
分配対象収益合計	F（A - B + C + D + E）	24,941,714,510	分配対象収益合計	F（A - B + C + D + E）	23,923,408,924
当ファンドの当期末 残存受益権口数	G	112,383,877,793 （口）	当ファンドの当期末 残存受益権口数	G	110,394,743,173 （口）
分配可能額	H（F）	24,941,714,510	分配可能額	H（F）	23,923,408,924
1口当たり分配可能 額	I（H / G）	0.2219	1口当たり分配可能 額	I（H / G）	0.2167
1口当たり分配額	J	0.0042	1口当たり分配額	J	0.0046
収益分配金額	K	472,012,286	収益分配金額	K	507,815,818
<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は3,986,790円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息410,327円及び親投資信託からの分配可能額485,309,189円を含めて表示しております。</p>		<p>今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は949,246円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息466,194円及び親投資信託からの分配可能額510,289,563円を含めて表示しております。</p>			

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第60計算期（平成19年12月8日から平成20年1月7日まで）		第66計算期（平成20年6月10日から平成20年7月7日まで）			
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した24,920,191,997円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は495,961,946円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した24,065,171,879円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は434,907,785円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。			
（単位：円）		（単位：円）			
配当等収益（注1）	A	501,800,902	配当等収益（注1）	A	438,255,507
経費	B	130,231,341	有価証券売買等損益	B	1,132,813,354
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	14,797,216,177	解約に伴う当期純利益分配額	C	2,218,195
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	77,038,825	経費	D	112,291,496
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	9,674,367,434	繰越欠損金補てん額	E	1,049,666,678
分配対象収益合計	F（A - B + C + D + E）	24,920,191,997	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	F	14,993,699,395
当ファンドの当期末残存受益権口数	G	112,718,624,239（口）	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	G	73,396,722
分配可能額	H（F）	24,920,191,997	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	H	8,591,183,270
1口当たり分配可能額	I（H / G）	0.2211	分配対象収益合計	I（A + B - C - D - E + F + G + H）	24,065,171,879
1口当たり分配額	J	0.0044	当ファンドの当期末残存受益権口数	J	111,514,816,898（口）
収益分配金額	K	495,961,946	分配可能額	K（I）	24,065,171,879
			1口当たり分配可能額	L（K / J）	0.2158
			1口当たり分配額	M	0.0039
			収益分配金額	N	434,907,785
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息466,412円及び親投資信託からの分配可能額501,334,490円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息439,956円及び親投資信託からの分配可能額437,815,551円を含めて表示しております。			

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第61計算期（平成20年1月8日から平成20年2月7日まで）		第67計算期（平成20年7月8日から平成20年8月7日まで）			
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した24,629,214,094円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は470,563,120円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した24,022,153,936円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は488,863,879円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。			
（単位：円）		（単位：円）			
配当等収益（注1）	A	477,193,265	配当等収益（注1）	A	499,173,799
経費	B	127,019,024	有価証券売買等損益	B	2,324,660,152
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	14,762,836,154	解約に伴う当期純利益分配額	C	7,973,383
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	76,152,089	経費	D	125,714,597
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	9,440,051,610	繰越欠損金補てん額	E	2,213,261,370
分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	24,629,214,094	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	F	14,975,202,042
当ファンドの当期末残存受益権口数	G	112,038,838,200 (口)	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	G	72,831,591
分配可能額	H (F)	24,629,214,094	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	H	8,497,235,702
1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2198	分配対象収益合計	I (A + B - C - D - E + F + G + H)	24,022,153,936
1口当たり分配額	J	0.0042	当ファンドの当期末残存受益権口数	J	111,105,427,096 (口)
収益分配金額	K	470,563,120	分配可能額	K (I)	24,022,153,936
			1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.2162
			1口当たり分配額	M	0.0044
			収益分配金額	N	488,863,879
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息440,036円及び親投資信託からの分配可能額476,753,229円を含めて表示しております。		（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息522,066円及び親投資信託からの分配可能額498,651,733円を含めて表示しております。			

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第62計算期（平成20年2月8日から平成20年3月7日まで）			第68計算期（平成20年8月8日から平成20年9月8日まで）		
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した24,344,558,019円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は434,420,507円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）			分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した23,834,970,021円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は487,430,954円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）		
配当等収益（注1）	A	441,216,782	配当等収益（注1）	A	496,515,848
経費	B	117,216,291	経費	B	127,605,330
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	14,716,515,176	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	14,968,819,184
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	75,408,284	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	72,313,758
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	9,228,634,068	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	8,424,926,561
分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	24,344,558,019	分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	23,834,970,021
当ファンドの当期末残存受益権口数	G	111,389,873,811 (口)	当ファンドの当期末残存受益権口数	G	110,779,762,312 (口)
分配可能額	H (F)	24,344,558,019	分配可能額	H (F)	23,834,970,021
1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2186	1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2152
1口当たり分配額	J	0.0039	1口当たり分配額	J	0.0044
収益分配金額	K	434,420,507	収益分配金額	K	487,430,954
今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は741,954円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息392,806円及び親投資信託からの分配可能額440,823,976円を含めて表示しております。			今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は359,954円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息522,250円及び親投資信託からの分配可能額495,993,598円を含めて表示しております。		

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第63計算期（平成20年3月8日から平成20年4月7日まで）			第69計算期（平成20年9月9日から平成20年10月7日まで）		
分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した24,097,067,278円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は453,677,658円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）			分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した23,373,084,796円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は404,940,031円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）		
配当等収益（注1）	A	463,994,561	配当等収益（注1）	A	413,798,268
経費	B	121,864,452	経費	B	109,206,836
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	14,661,057,404	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	14,813,145,993
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	74,584,162	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	71,245,897
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	9,019,295,603	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	8,184,101,474
分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	24,097,067,278	分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	23,373,084,796
当ファンドの当期末残存受益権口数	G	110,653,087,437 (口)	当ファンドの当期末残存受益権口数	G	109,443,251,685 (口)
分配可能額	H (F)	24,097,067,278	分配可能額	H (F)	23,373,084,796
1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2178	1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2136
1口当たり分配額	J	0.0041	1口当たり分配額	J	0.0037
収益分配金額	K	453,677,658	収益分配金額	K	404,940,031
（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息440,595円及び親投資信託からの分配可能額463,553,966円を含めて表示しております。			（注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息450,130円及び親投資信託からの分配可能額413,348,138円を含めて表示しております。		

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第64計算期（平成20年4月8日から平成20年5月7日まで）		第70計算期（平成20年10月8日から平成20年11月7日まで）			
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注1）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した24,003,774,670円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は452,822,190円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）		分配金の計算過程 計算期間末に、配当等収益（注1）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注2）、分配準備積立金（配当等収益）（注3）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）を合計した22,727,344,110円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は374,325,301円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。 （単位：円）			
配当等収益（注1）	A	456,836,919	配当等収益（注1）	A	381,715,288
有価証券売買等損益	B	560,638,915	経費	B	101,846,779
解約に伴う当期純利益分配額	C	1,574,162	収益調整金（その他収益調整金）（注2）	C	14,487,878,705
経費	D	119,103,593	分配準備積立金（配当等収益）（注3）	D	69,538,738
繰越欠損金補てん額	E	493,522,046	分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	E	7,890,058,158
収益調整金（その他収益調整金）（注2）	F	14,671,671,280	分配対象収益合計	F (A - B + C + D + E)	22,727,344,110
分配準備積立金（配当等収益）（注3）	G	74,139,889	当ファンドの当期末残存受益権口数	G	106,950,086,009 (口)
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注4）	H	8,854,687,468	分配可能額	H (F)	22,727,344,110
分配対象収益合計	I (A + B - C - D - E + F + G + H)	24,003,774,670	1口当たり分配可能額	I (H / G)	0.2125
当ファンドの当期末残存受益権口数	J	110,444,436,735 (口)	1口当たり分配額	J	0.0035
分配可能額	K (I)	24,003,774,670	収益分配金額	K	374,325,301
1口当たり分配可能額	L (K / J)	0.2173			
1口当たり分配額	M	0.0041			
収益分配金額	N	452,822,190			
今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は175,012円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息421,333円及び親投資信託からの分配可能額456,415,586円を含めて表示しております。		今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は996円です。 （注1）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取利息391,626円及び親投資信託からの分配可能額381,323,662円を含めて表示しております。			

第11特定期間 (自 平成19年11月8日 至 平成20年5月7日)	第12特定期間 (自 平成20年5月8日 至 平成20年11月7日)
(注2)～(注4)	(注2)～(注4)
<p>(注2) 収益調整金</p> <p>収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の2つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。</p> <p>収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。</p> <p>収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができる。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益）</p> <p>経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益）</p> <p>経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。</p>	<p>(注2) 収益調整金</p> <p>同左</p> <p>(注3) 分配準備積立金（配当等収益）</p> <p>同左</p> <p>(注4) 分配準備積立金（有価証券売買等利益）</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

第11特定期間 (平成20年5月7日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	118,487,127,724	1,022,040,122
合計	118,487,127,724	1,022,040,122

売買目的有価証券

第12特定期間 (平成20年11月7日現在)		
種類	貸借対照表計上額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	92,821,622,383	9,500,188,621
合計	92,821,622,383	9,500,188,621

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第11特定期間 (平成20年5月7日現在)	第12特定期間 (平成20年11月7日現在)
1. 期首元本額	112,564,033,337円	110,444,436,735円
期中追加設定元本額	3,263,144,016円	3,621,982,185円
期中一部解約元本額	5,382,740,618円	7,116,332,911円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	明治ドレスナー外国債券マザーファンド	65,473,388,152	92,821,622,383	
	合計	65,473,388,152	92,821,622,383	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治ドレスナー外国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治ドレスナー外国債券マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成20年5月7日現在）	（平成20年11月7日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	907,491,322	129,136,360
コール・ローン	530,694,741	569,067,452
国債証券	135,859,285,249	106,393,965,246
派生商品評価勘定	7,646	84,684,318
未収入金	1,424,493,579	2,760,084,096
未収利息	2,009,149,401	1,487,723,867
前払費用	505,131,756	297,705,262
流動資産合計	141,236,253,694	111,722,366,601
資産合計	141,236,253,694	111,722,366,601
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	78,268,553
未払金	1,159,240,314	2,544,149,757
未払解約金	30,020,000	47,600,000
流動負債合計	1,189,260,314	2,670,018,310
負債合計	1,189,260,314	2,670,018,310
純資産の部		
元本等		
元本	82,176,297,741	76,923,776,581
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	57,870,695,639	32,128,571,710
元本等合計	140,046,993,380	109,052,348,291
純資産合計	140,046,993,380	109,052,348,291
負債純資産合計	141,236,253,694	111,722,366,601

（注）明治ドレスナー外国債券マザーファンドの計算期間は、毎年4月11日から翌年4月10日までであり、開示対象ファンドの特定期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成20年5月7日・平成20年11月7日現在における明治ドレスナー外国債券マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成19年11月 8 日 至 平成20年 5 月 7 日)	(自 平成20年 5 月 8 日 至 平成20年11月 7 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>公社債</p> <p>個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額 - などにに基づいて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。</p>	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成20年 5 月 7 日現在)	(平成20年11月 7 日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	82,176,297,741口	76,923,776,581口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.7042円	1.4177円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（平成20年5月7日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	135,859,285,249	1,578,859,940
合計	135,859,285,249	1,578,859,940

売買目的有価証券

（平成20年11月7日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	106,393,965,246	360,800,499
合計	106,393,965,246	360,800,499

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

（自平成19年11月8日 至平成20年5月7日）	（自平成20年5月8日 至平成20年11月7日）
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外国為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容 外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

区分	種類	(平成20年5月7日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,594,190	-	2,601,836	7,646
	ユーロ	2,594,190	-	2,601,836	7,646
合計		2,594,190	-	2,601,836	7,646

区分	種類	(平成20年11月7日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	2,881,495,320	-	2,796,811,002	84,684,318
	ユーロ	2,881,495,320	-	2,796,811,002	84,684,318
	買建	2,654,887,742	-	2,576,619,189	78,268,553
	ユーロ	2,654,887,742	-	2,576,619,189	78,268,553
合計		5,536,383,062	-	5,373,430,191	6,415,765

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成20年5月7日現在)	(平成20年11月7日現在)
1. 期首元本額 (注1)	82,610,300,410円	82,610,300,410円
期中追加設定元本額	205,262,251円	1,991,204,596円
期中一部解約元本額	639,264,920円	7,677,728,425円
平成20年5月7日・平成20年11月7日現在における元本の内訳(注2)		
明治ドレスナー・ハートフルライフ (プラン70)	86,466円	明治ドレスナー・ハートフルライフ (プラン70) 74,666円
明治ドレスナーDC ハートフルライフ (プラン70)	39,642,916円	明治ドレスナーDC ハートフルライフ (プラン70) 34,421,412円
明治ドレスナー・グローバルバランスオープン	36,048,943円	明治ドレスナー・グローバルバランスオープン 42,350,265円
明治ドレスナーDC グローバルバランスオープン	47,958,923円	明治ドレスナーDC グローバルバランスオープン 63,730,046円
明治ドレスナー・ハートフルライフ (プラン30)	116,289円	明治ドレスナー・ハートフルライフ (プラン30) 88,838円
明治ドレスナー・ハートフルライフ (プラン50)	109,211円	明治ドレスナー・ハートフルライフ (プラン50) 62,626円
明治ドレスナー外国債券オープン	2,671,768,808円	明治ドレスナー外国債券オープン 2,566,048,818円
明治ドレスナーDC ハートフルライフ (プラン30)	25,589,126円	明治ドレスナーDC ハートフルライフ (プラン30) 27,353,893円
明治ドレスナーDC ハートフルライフ (プラン50)	45,770,167円	明治ドレスナーDC ハートフルライフ (プラン50) 43,691,586円
明治ドレスナーDC 外国債券オープン	1,613,044,914円	明治ドレスナーDC 外国債券オープン 1,704,351,879円
明治ドレスナー外国債券オープン(毎月分配型)	69,526,538,977円	明治ドレスナー外国債券オープン(毎月分配型) 65,473,388,152円
グローバル・インカム ・プラス(毎月分配型)	7,716,694,382円	グローバル・インカム ・プラス(毎月分配型) 6,520,437,838円
	-	明治ドレスナー資産形成サポートファンド (隔月決算型) 168,067円
	-	明治ドレスナー資産形成サポートファンド (1年決算型) 504,269円
明治ドレスナーVA ハートフルライフ30 (適格機関投資家私募)	69,616,397円	明治ドレスナーVA ハートフルライフ30 (適格機関投資家私募) 67,797,855円
明治ドレスナーVA ハートフルライフ50 (適格機関投資家私募)	35,220,858円	明治ドレスナーVA ハートフルライフ50 (適格機関投資家私募) 31,381,156円
明治ドレスナーVA 外国債券オープン(適格機関投資家私募)	348,091,364円	明治ドレスナーVA 外国債券オープン(適格機関投資家私募) 347,925,215円
合計	82,176,297,741円	合計 76,923,776,581円

(注1) 当該親投資信託受益証券の計算期間の期首における元本額

(注2) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル		米ドル	米ドル	
		US T-NOTE 5.75%10/08/15	45,640,000	49,344,684.60	
		US T-NOTE 5.75%10/08/15	47,030,000	50,847,513.51	
		US T-NOTE 4.875%12/02/15	54,900,000	60,788,883.08	
		US T-NOTE 4.25%13/08/15	46,850,000	50,868,851.56	
		US T-BOND 11.25%15/02/15	1,000,000	1,440,468.75	
		US T-NOTE 4.125%15/05/15	20,440,000	21,685,562.50	
		US T-NOTE 4.5%15/11/15	1,210,000	1,305,665.62	
		US T-BOND 4.625%17/02/15	11,700,000	12,509,859.37	
		US T-NOTE 4.5%17/05/15	4,160,000	4,408,300.00	
		US T-NOTE 4.75%17/08/15	12,250,000	13,189,804.68	
		US T-BOND 3.875% 18/05/15	2,180,000	2,215,084.37	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	7,000,000	9,223,593.75	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	5,370,000	7,075,814.06	
		US T-BOND 8.75%20/08/15	2,900,000	4,015,140.62	
		US T-BOND 8%21/11/15	10,290,000	13,737,150.00	
		US T-BOND 6.25%23/08/15	15,370,000	18,126,993.75	
		US T-BOND 6%26/02/15	2,400,000	2,823,000.00	
		US T-BOND 6.625%27/02/15	3,600,000	4,534,312.50	
		US T-BOND 5.25%28/11/15	3,900,000	4,261,968.75	
		US T-BOND 5.25%29/02/15	1,000,000	1,092,968.75	
		US T-BOND 6.25%30/05/15	7,700,000	9,535,968.75	
		US T-BOND 5.375%31/02/15	3,170,000	3,553,371.87	
		US T-BOND 4.5%36/02/15	5,100,000	5,286,468.75	
	米ドル	小計	米ドル	米ドル	
			315,160,000	351,871,429.59	
			(30,605,187,600)	(34,170,234,527)	
	カナダドル		カナダドル	カナダドル	
		CAN GOVT 4% 10/09/01	2,580,000	2,673,473.40	
		CAN GOVT 4.5%15/06/01	17,940,000	19,295,905.20	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	7,470,000	8,856,581.40	
	カナダドル	小計	カナダドル	カナダドル	
			27,990,000	30,825,960.00	
			(2,269,149,300)	(2,499,060,577)	
	オーストラリアドル		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
		AUST GOVT 7.5%09/09/15	530,000	547,643.70	
		AUST GOVT 6.5%13/05/15	3,430,000	3,715,341.70	
		AUST GOVT 6.5%13/05/15	1,070,000	1,159,013.30	
		AUST GOVT 6.25%15/04/15	684,000	739,958.04	
		AUST GOVT 6%17/02/15	1,500,000	1,601,400.00	
	オーストラリアドル	小計	オーストラリアドル	オーストラリアドル	
			7,214,000	7,763,356.74	
			(464,365,180)	(499,727,273)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ボンド		ボンド	
		UK GILT 5%12/03/07	1,660,000	1,747,631.40	
		UK GILT 5%12/03/07	4,310,000	4,537,524.90	
		UK GILT 5%14/09/07	3,150,000	3,351,222.00	
		UK GILT 4.75%15/09/07	1,740,000	1,810,609.20	
		UK GILT 8%15/12/07	2,190,000	2,680,560.00	
		UK GILT 4%16/09/07	600,000	593,778.00	
		UK GILT 5%18/03/07	7,510,000	7,877,990.00	
		UK GILT 8%21/06/07	7,700,000	10,221,750.00	
		UK GILT 5%25/03/07	1,800,000	1,819,530.00	
		UK GILT 6%28/12/07	5,300,000	6,001,455.00	
		UK GILT 4.25%32/06/07	1,800,000	1,638,900.00	
		UK GILT 4.25%36/03/07	4,000,000	3,778,000.00	
		UK GILT 4.75%38/12/07	5,900,000	6,122,076.00	
		UK GILT 4.75%38/12/07	1,210,000	1,255,544.40	
		ボンド 小計		ボンド	
			48,870,000	53,436,570.90	
			(7,382,790,900)	(8,072,662,765)	
		スイスフラン		スイスフラン	
		SWISS GOVT 2.5% 16/03/12	11,380,000	11,408,450.00	
		スイスフラン 小計		スイスフラン	
			11,380,000	11,408,450.00	
			(937,598,200)	(939,942,195)	
		シンガポールドドル		シンガポールドドル	
		SINGAPORE 3.625%14/07/01	7,820,000	8,540,925.80	
		シンガポールドドル 小計		シンガポールドドル	
			7,820,000	8,540,925.80	
			(505,093,800)	(551,658,397)	
		スウェーデンクローネ		スウェーデンクローネ	
		SWED GOVT 5.5%12/10/08	5,800,000	6,320,260.00	
		SWED GOVT 6.75%14/05/05	11,200,000	13,149,472.00	
		SWED GOVT 6.75%14/05/05	31,140,000	36,560,228.40	
		SWED GOVT 5%20/12/01	11,900,000	13,254,220.00	
		スウェーデンクローネ 小計		スウェーデンクローネ	
			60,040,000	69,284,180.40	
			(734,889,600)	(848,038,368)	
		ノルウェークローネ		ノルウェークローネ	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	12,300,000	13,689,900.00	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	9,000,000	10,017,000.00	
		ノルウェークローネ 小計		ノルウェークローネ	
			21,300,000	23,706,900.00	
			(298,413,000)	(332,133,669)	
		デンマーククローネ		デンマーククローネ	
		DEN GOVT 6%09/11/15	14,790,000	15,026,640.00	
		DEN GOVT 6%11/11/15	16,300,000	17,183,460.00	
		DEN GOVT 5%13/11/15	11,000,000	11,447,700.00	
		DEN GOVT 7%24/11/10	7,800,000	9,612,720.00	
		デンマーククローネ 小計		デンマーククローネ	
			49,890,000	53,270,520.00	
			(824,681,700)	(880,561,695)	
		ポーランドズロチ		ポーランドズロチ	
		POLAND GOVT5%13/10/24	31,940,000	29,544,500.00	
		ポーランドズロチ 小計		ポーランドズロチ	
			31,940,000	29,544,500.00	
			(1,089,154,000)	(1,007,467,450)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	ユーロ		ユーロ	ユーロ	
		GER BUNDS 5.375%10/01/04	3,480,000	3,594,840.00	
		GER BUNDS 5.25%10/07/04	500,000	521,350.00	
		GER BUNDS 5.25%11/01/04	2,300,000	2,427,420.00	
		GER BUNDS 5%11/07/04	410,000	434,436.00	
		GER BUNDS 5%12/01/04	4,870,000	5,186,550.00	
		GER BUNDS 5%12/01/04	13,540,000	14,420,100.00	
		GER BUNDS 5%12/07/04	6,500,000	6,976,775.00	
		GER BUNDS 4.5%13/01/04	10,050,000	10,638,930.00	
		GER BUNDS 3.5%16/01/04	1,550,000	1,559,145.00	
		GER BUNDS 4.25%17/07/04	31,690,000	33,074,853.00	
		GER BUNDS 4.25%18/07/04	30,780,000	32,183,568.00	
		GER BUNDS 5.625%28/01/04	2,850,000	3,219,645.00	
		GER BUNDS 4.75%28/07/04	600,000	615,360.00	
		GER BUNDS 5.5%31/01/04	5,100,000	5,777,790.00	
		GER BUNDS 4.75%34/07/04	1,000,000	1,037,600.00	
		GER BUNDS 4%37/01/04	7,110,000	6,726,060.00	
		GER BUNDS 4.25%39/07/04	4,300,000	4,264,310.00	
		IT BTPS 5.5%10/11/01	8,880,000	9,235,200.00	
		IT BTPS 5%12/02/01	18,980,000	19,737,302.00	
		IT BTPS 4.75%13/02/01	19,790,000	20,502,440.00	
		IT BTPS 4.25%13/08/01	300,000	305,430.00	
		IT BTPS 4.25%14/08/01	6,740,000	6,840,426.00	
		IT BTPS 4.25%15/02/01	19,000,000	19,176,700.00	
		IT BTPS 5.25%17/08/01	18,150,000	19,208,145.00	
		IT BTPS 4.5%20/02/01	4,300,000	4,227,760.00	
		IT BTPS 7.25%26/11/01	5,320,000	6,704,796.00	
		IT BTPS 6.5%27/11/01	5,470,000	6,408,105.00	
		IT BTPS 6%31/05/01	6,100,000	6,740,500.00	
		IT BTPS 5%34/08/01	7,580,000	7,519,360.00	
		IT BTPS 5% 39/08/01	3,170,000	3,148,127.00	
		FRA GOVT 5.5%10/04/25	1,370,000	1,422,471.00	
		FRA GOVT 5.5%10/10/25	200,000	209,960.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	8,150,000	8,825,635.00	
		FRA GOVT 5%11/10/25	4,550,000	4,800,250.00	
		FRA GOVT 8.5%12/12/26	2,750,000	3,301,650.00	
		FRA GOVT 4%13/10/25	11,000,000	11,328,900.00	
		FRA GOVT 4%14/04/25	550,000	565,400.00	
		FRA GOVT 3.25%16/04/25	2,000,000	1,931,000.00	
		FRA GOVT 5%16/10/25	11,000,000	11,828,300.00	
		FRA GOVT 3.75%17/04/25	32,410,000	31,904,404.00	
		FRA GOVT 8.5%19/10/25	7,600,000	10,363,360.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	4,700,000	6,702,670.00	
		FRA GOVT 6%25/10/25	2,500,000	2,920,250.00	
		FRA GOVT 5.5%29/04/25	3,800,000	4,195,580.00	
		FRA GOVT 5.75%32/10/25	7,300,000	8,388,430.00	
		FRA GOVT 4.75%35/04/25	4,900,000	5,042,884.00	
		SPA GOVT 8.7%12/02/28	700,000	813,400.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	5,400,000	5,949,180.00	
		SPA GOVT 4.2%13/07/30	5,150,000	5,302,955.00	
		SPA GOVT 4.75%14/07/30	15,800,000	16,661,100.00	
		SPA GOVT 5.5%17/07/30	6,700,000	7,305,010.00	
		BELGIUM 5.75%10/09/28	10,110,000	10,585,170.00	
		BELGIUM 5%11/09/28	2,500,000	2,603,000.00	
		BELGIUM 8%15/03/28	10,550,000	12,900,540.00	
		BELGIUM 5.5%28/03/28	2,800,000	3,008,600.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BELGIUM 5%35/03/28	5,000,000	5,135,000.00	
		HELLENIC REP6.5%14/01/11	12,500,000	13,543,750.00	
	ユーロ	小計	ユーロ	ユーロ	
			432,400,000	459,951,872.00	
			(53,202,496,000)	(56,592,478,330)	
国債証券	合計		98,313,819,280	106,393,965,246	
			(98,313,819,280)	(106,393,965,246)	
合計			98,313,819,280	106,393,965,246	
			(98,313,819,280)	(106,393,965,246)	

(注1) 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額です。

(注2) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 2 1 銘柄	-	100.0%	32.1%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	-	100.0%	2.4%
オーストラリアドル	国債証券 4 銘柄	-	100.0%	0.5%
ポンド	国債証券 1 2 銘柄	-	100.0%	7.6%
スイスフラン	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.9%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.5%
スウェーデンクローネ	国債証券 3 銘柄	-	100.0%	0.8%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券 4 銘柄	-	100.0%	0.8%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.9%
ユーロ	国債証券 5 6 銘柄	-	100.0%	53.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成20年12月24日現在）

資産総額	96,203,406,422 円
負債総額	172,852,680 円
純資産総額（ - ）	96,030,553,742 円
発行済数量	105,977,906,896 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9061 円

（参考）マザーファンドの現況

明治ドレスナー外国債券マザーファンド

純資産額計算書

（平成20年12月24日現在）

資産総額	111,613,535,069 円
負債総額	169,400,000 円
純資産総額（ - ）	111,444,135,069 円
発行済数量	75,703,816,041 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4721 円

第5【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間（平成14年11月18日から平成15年5月7日まで）	8,278,173,534	172,139,371
第2特定期間（平成15年5月8日から平成15年11月7日まで）	12,576,598,042	1,239,066,046
第3特定期間（平成15年11月8日から平成16年5月7日まで）	16,074,213,288	755,868,802
第4特定期間（平成16年5月8日から平成16年11月8日まで）	18,028,421,717	1,931,121,653
第5特定期間（平成16年11月9日から平成17年5月9日まで）	34,703,391,993	2,695,893,778
第6特定期間（平成17年5月10日から平成17年11月7日まで）	30,655,742,020	3,547,708,625
第7特定期間（平成17年11月8日から平成18年5月8日まで）	11,334,741,863	6,453,606,859
第8特定期間（平成18年5月9日から平成18年11月7日まで）	8,145,988,650	7,464,785,530
第9特定期間（平成18年11月8日から平成19年5月7日まで）	4,711,243,983	6,153,263,061
第10特定期間（平成19年5月8日から平成19年11月7日まで）	3,513,104,185	5,044,132,213
第11特定期間（平成19年11月8日から平成20年5月7日まで）	3,263,144,016	5,382,740,618
第12特定期間（平成20年5月8日から平成20年11月7日まで）	3,621,982,185	7,116,332,911

（注）設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	12,601株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。
- 4.投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成20年12月24日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	46 本	266,125 百万円
合 計	46 本	266,125 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成し、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第21期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日現在)			第22期 (平成20年3月31日現在)		
		金 額		構成比	金 額		構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金			156			-	
2. 預金			5,122,536			-	
3. 現金・預金			-			5,506,938	
4. 前払費用			88,500			65,550	
5. 未収入金			100			713	
6. 未収委託者報酬			274,878			282,746	
7. 未収投資顧問料	1		762,188			-	
8. 未収運用受託報酬	1		-			666,711	
9. 未収投資助言報酬	1		-			155,620	
10. 繰延税金資産			64,608			102,141	
11. その他			14,527			5,127	
流動資産計			6,327,496	93.1		6,785,549	92.6
固定資産							
1. 有形固定資産			166,369	2.5		222,843	3.1
(1) 建物	2	91,111			85,293		
(2) 器具備品	2	75,257			137,550		
2. 無形固定資産			30,063	0.4		23,267	0.3
(1) ソフトウェア		22,256			15,660		
(2) 電話加入権		6,662			6,662		
(3) その他		1,145			945		
3. 投資その他の資産			272,257	4.0		291,828	4.0
(1) 投資有価証券		2,000			-		
(2) 長期差入保証金	1・3	230,840			229,426		
(3) 長期前払費用		635			545		
(4) 繰延税金資産		33,348			55,523		
(5) 施設利用権		52,933			52,933		
(6) 貸倒引当金		47,500			46,600		
固定資産計			468,689	6.9		537,940	7.4
資産合計			6,796,186	100.0		7,323,490	100.0

区 分	注記 番号	第21期 (平成19年3月31日現在)			第22期 (平成20年3月31日現在)		
		金 額	構成比		金 額	構成比	
(負債の部)		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
1. 預り金			11,272			6,941	
2. 未払金			313,768			388,509	
(1) 未払収益分配金		112			12		
(2) 未払償還金		43,101			26,358		
(3) 未払手数料		156,792			162,523		
(4) その他未払金		113,761			199,614		
3. 未払費用			50,773			52,348	
4. 未払法人税等			161,744			255,570	
5. 未払消費税等			23,570			33,356	
6. 賞与引当金			81,871			133,063	
流動負債計			643,001	9.5		869,790	11.9
固定負債							
1. 退職給付引当金			82,057			96,563	
固定負債計			82,057	1.2		96,563	1.3
負債合計			725,058	10.7		966,354	13.2
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			1,000,000			1,000,000	
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		660,443			660,443		
資本剰余金計			660,443			660,443	
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		83,040			83,040		
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		295			-		
別途積立金		3,092,001			3,092,001		
繰越利益剰余金		1,235,346			1,521,650		
利益剰余金計			4,410,683			4,696,692	
株主資本計			6,071,127	89.3		6,357,135	86.8
純資産合計			6,071,127	89.3		6,357,135	86.8
負債・純資産合計			6,796,186	100.0		7,323,490	100.0

(2) 【損益計算書】

区 分	注記 番号	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
1. 委託者報酬			2,340,640			3,260,361	
2. 投資顧問料			2,316,305			-	
3. 運用受託報酬			-			2,146,244	
4. 投資助言報酬			-			296,031	
営業収益計			4,656,945	100.0		5,702,637	100.0
営業費用							
1. 支払手数料			1,351,789			1,905,786	
2. 広告宣伝費			39,236			42,531	
3. 公告費			4,421			1,528	
4. 受益証券発行費			4,540			-	
5. 調査費			468,759			619,244	
(1) 調査費		416,185			368,810		
(2) 委託調査費		52,574			250,433		
6. 委託計算費			175,641			187,638	
7. 営業雑経費			135,000			133,623	
(1) 通信費		24,096			19,826		
(2) 印刷費		100,099			103,828		
(3) 協会費		8,504			5,971		
(4) 諸会費		2,193			2,724		
(5) 営業雑費		107			1,271		
営業費用計			2,179,389	46.8		2,890,352	50.7
一般管理費							
1. 給料			1,107,264			1,049,089	
(1) 役員報酬	1	44,542			44,133		
(2) 給与・手当		814,884			751,153		
(3) 賞与		247,837			253,802		
2. その他報酬			30,733			23,940	
3. 賞与引当金繰入			81,871			133,063	
4. 退職金			25,000			-	
5. 福利厚生費			170,801			172,244	
6. 交際費			6,649			5,285	
7. 旅費交通費			36,864			31,720	
8. 租税公課			19,039			19,409	
9. 不動産賃借料			239,389			258,190	
10. 退職給付費用			24,549			50,414	
11. 貸倒引当金繰入			500			-	
12. 固定資産減価償却費			38,148			45,412	
13. 諸経費			142,269			164,042	
一般管理費計			1,923,081	41.3		1,952,814	34.2
営業利益			554,474	11.9		859,470	15.1

区 分	注記 番号	第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金 額		百分比	金 額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業外収益							
1. 受取利息			6		8,575		
2. 償還金等時効完成分			18,401		16,743		
3. 保険契約返戻金・配当金			3,400		2,130		
4. 雑益			950		1,456		
営業外収益計	2		22,758	0.5	28,906	0.5	
営業外費用							
1. 為替差損			5		2		
2. 償還金等時効完成分支払額			29		40		
3. 投資信託券面処分損			8,828		-		
4. 雑損			311		-		
営業外費用計			9,174	0.2	42	0.0	
経常利益			568,058	12.2	888,333	15.6	
特別利益							
特別利益計			-		-		
特別損失							
1. 有価証券評価損			-		819		
2. 固定資産除却損	3		156		1,653		
3. 和解金	4		-		83,525		
特別損失計			156	0.0	85,998	1.5	
税引前当期純利益			567,901	12.2	802,335	14.1	
法人税、住民税及び事業税		252,567			376,035		
法人税等調整額		13,864	238,702	5.1	59,708	316,326	5.5
当期純利益			329,199	7.1	486,008	8.5	

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第21期（自 平成18年4月1日至 平成19年3月31日）（単位：千円）

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成18年3月31日残高	1,000,000	660,443
事業年度中の変動額		
利益処分による剰余金の配当	-	-
利益処分による特別償却準備金の取崩	-	-
当事業年度中に係る特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-
平成19年3月31日残高	1,000,000	660,443

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日残高	83,040	887	3,092,001	1,040,555	5,876,928
事業年度中の変動額					
利益処分による剰余金の配当	-	-	-	135,000	135,000
利益処分による特別償却準備金の取崩	-	295	-	295	-
当事業年度中に係る特別償却準備金の取崩	-	295	-	295	-
当期純利益	-	-	-	329,199	329,199
事業年度中の変動額合計	-	591	-	194,791	194,199
平成19年3月31日残高	83,040	295	3,092,001	1,235,346	6,071,127

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）（単位：千円）

	株主資本	
	資本金	資本剰余金
		資本準備金
平成19年3月31日残高	1,000,000	660,443
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-
当期純利益	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-
平成20年3月31日残高	1,000,000	660,443

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日残高	83,040	295	3,092,001	1,235,346	6,071,127
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	200,000	200,000
特別償却準備金の取崩	-	295	-	295	-
当期純利益	-	-	-	486,008	486,008
事業年度中の変動額合計	-	295	-	286,304	286,008
平成20年3月31日残高	83,040	-	3,092,001	1,521,650	6,357,135

重要な会計方針

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「その他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）</p> <p>(2)時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法</p> <p>(2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>3. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券はすべて「その他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。</p> <p>(1)時価のあるもの 同 左</p> <p>(2)時価のないもの 同 左</p> <p>2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3～18年 器具備品 3～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） なお、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 同 左</p> <p>3. 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2)賞与引当金 同 左</p> <p>(3)退職給付引当金 同 左</p>

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>5. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同 左</p> <p>5. その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理方法 同 左</p>

会計方針の変更

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は6,071,127千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <p>前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」として表示しております。</p> <p>前事業年度において独立して掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。</p> <p>前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「任意積立金」及び「当期末処分利益」は当事業年度においては「その他利益剰余金」の内訳科目として「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p>	<p>_____</p>

表示方法の変更

第21期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>1. (貸借対照表) 前事業年度において区分して表示しておりました「現金」及び「預金」は、金融商品取引業等に関する内閣府令の施行に伴い、当事業年度においては「現金・預金」として一括表示しております。</p> <p>2. 金融商品取引法の施行に伴う投資運用業等統一経理基準一部改正（平成19年12月19日）により、以下の表示方法の変更を行っております。 (貸借対照表) 前事業年度において投資一任契約の未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は「未収投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「未収運用受託報酬」及び「未収投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は608,226千円、「未収投資助言報酬」は153,962千円であります。 (損益計算書) 前事業年度において投資一任契約の運用受託報酬及び投資助言報酬は「投資顧問料」として表示しておりましたが、当事業年度においては「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」に区分掲記しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は2,021,937千円、「投資助言報酬」は294,367千円であります。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第21期 （平成19年3月31日現在）	第22期 （平成20年3月31日現在）
<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">未収投資顧問料 213,926千円 差入保証金 204,060千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物 52,963千円 器具備品 259,027千円</p> <p>3 担保提供資産 「有価証券に係る投資顧問業の規則等に関する法律」（昭和61年法律第74号）の規定に基づく営業保証金として、25,000千円を供託しております。</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">未収運用受託報酬 59,608千円 未収投資助言報酬 155,620千円 長期差入保証金 204,060千円</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">建物 60,908千円 器具備品 230,076千円</p> <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/>

（損益計算書関係）

第21期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第22期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
<p>1 役員報酬の限度額は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">取締役 月額 20,000千円以内 監査役 月額 2,000千円以内</p> <p>2 全て関係会社に対する金額であります。</p> <p>3 固定資産除却損は器具備品156千円であります。</p>	<hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p>2 同左</p> <p>3 固定資産除却損は器具備品1,653千円であります。</p> <p>4 和解金は、元従業員との雇用契約上発生したものであります。</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第21期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日定時株主総会	普通株式	135,000,056円	10,713円44銭	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日定時株主総会	普通株式	200,000,047円	利益剰余金	15,871円76銭	平成19年3月31日	平成19年6月26日

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,601株	-	-	12,601株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月26日定時株主総会	普通株式	200,000,047円	15,871円76銭	平成19年3月31日	平成19年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日定時株主総会	普通株式	150,000,035円	利益剰余金	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日

（リース取引関係）

第21期 （自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	第22期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）
内容の重要性が乏しく、契約1件あたりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により注記を省略しております。	同左

(有価証券関係)

第21期(平成19年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. 時価評価のされていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

内容	貸借対照表計上額	摘要
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	千円 2,000	

3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

該当事項はありません。

第22期(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第21期 (平成19年3月31日)	第22期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付債務(期末現在の責任準備金)(千円)	293,228	256,212
(2)年金資産(千円)	211,171	159,648
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	82,057	96,563
(4)退職給付引当金(3)(千円)	82,057	96,563

3. 退職給付費用の内訳

	第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
退職給付費用	24,549	50,414
(1)勤務費用(千円)	24,549	50,414

(ストック・オプション等関係)

第21期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

該当事項はありません。

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第21期 (平成19年3月31日現在)		第22期 (平成20年3月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳	
繰延税金資産	千円	繰延税金資産	千円
未払事業税	13,391	未払事業税	20,393
未払費用否認	6,386	未払費用否認	15,522
賞与引当金繰入額否認	34,178	賞与引当金繰入額否認	54,644
ゴルフ会員権評価損否認	18,052	ゴルフ会員権評価損否認	18,052
貸倒引当金繰入限度超過額	19,327	貸倒引当金繰入限度超過額	18,962
未払福利厚生費否認	8,872	未払福利厚生費否認	9,878
退職給付引当金繰入限度超過額	33,389	退職給付引当金繰入限度超過額	39,292
その他	1,941	その他	2,325
繰延税金資産小計	135,540	繰延税金資産小計	179,068
評価性引当額	37,380	評価性引当額	21,403
繰延税金資産合計	98,159	繰延税金資産合計	157,665
繰延税金負債		繰延税金負債	-
特別償却準備金	202		
繰延税金負債合計	202		
繰延税金資産の純額	97,956	繰延税金資産の純額	157,665
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。		同左	

（企業結合等関係）

第21期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

第21期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

該当事項はありません。

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第21期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	120,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員2名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	投資顧問料	347,047千円	未収投資顧問料	213,926千円
		事務所家賃	227,461千円	前払家賃	20,861千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資顧問料については、投資顧問契約に基づき顧問料を算出しております。
 事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
 (注)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	60,000百万円	生命保険業	(被所有) 直接90%

関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の兼任等	事業上の関係				
役員2名	投資顧問運用助言及び設備の賃借	運用受託報酬	52,178千円	未収運用受託報酬	56,608千円
		投資助言報酬	296,031千円	未収投資助言報酬	155,620千円
		事務所家賃	246,356千円	前払家賃	20,862千円
		-	-	長期差入保証金	204,060千円

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬については、投資一任契約に基づき報酬を算出しております。
 事務所の家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。
 (注)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

	第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	481,797円27銭	504,494円56銭
1株当たり当期純利益	26,124円86銭	38,569円04銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計金額(千円)	6,071,127	6,357,135
普通株式に係る純資産額(千円)	6,071,127	6,357,135
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数	12,601	12,601
普通株式の自己株式数	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,601	12,601

1株当たり当期純利益

	第21期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第22期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当期純利益(千円)	329,199	486,008
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益	329,199	486,008
期中平均株式数(株)	12,601	12,601

(重要な後発事象)

第21期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
 該当事項はありません。

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
 該当事項はありません。

中間財務諸表等

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末

(平成20年9月30日)

資産の部	
流動資産	5,145,494
現金・預金	265,314
未収委託者報酬	701,381
未収運用受託報酬	150,835
未収投資助言報酬	49,667
繰延税金資産	101,410
その他	
流動資産合計	6,414,104
固定資産	
有形固定資産	^{*1)} 276,400
無形固定資産	20,854
投資その他の資産	321,585
長期差入保証金	229,426
繰延税金資産	85,725
その他	53,433
貸倒引当金	47,000
固定資産合計	618,840
資産合計	7,032,944
負債の部	
流動負債	26,039
未払償還金	150,792
未払手数料	41,147
未払法人税等	83,272
賞与引当金	^{*2)} 275,549
その他	
流動負債合計	576,801
固定負債	
退職給付引当金	171,098
固定負債合計	171,098
負債合計	747,899
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
資本剰余金合計	660,443
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益準備金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,449,560
利益剰余金合計	4,624,601
株主資本合計	6,285,045
純資産合計	6,285,045
負債純資産合計	7,032,944

中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	1,556,137
運用受託報酬	993,842
投資助言報酬	143,652
営業収益合計	2,693,632
営業費用	
支払手数料	905,167
その他営業費用	500,453
営業費用合計	1,405,620
一般管理費	*1) 1,152,916
営業利益	135,095
営業外収益	*2) 7,141
営業外費用	*3) 2,320
経常利益	139,916
特別利益	-
特別損失	
固定資産除却損	*4) 2,770
特別損失合計	2,770
税引前中間純利益	137,145
法人税、住民税及び事業税	36,964
法人税等調整額	22,272
中間純利益	77,909

中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間	
		(自 平成20年4月1日	
		至 平成20年9月30日)	
株主資本			
資本金			
前期末残高		1,000,000	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		1,000,000	
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高		660,443	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		660,443	
資本剰余金合計			
前期末残高		660,443	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		660,443	
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高		83,040	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		83,040	
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高		3,092,001	
当中間期変動額		-	
当中間期末残高		3,092,001	
繰越利益剰余金			
前期末残高		1,521,650	
当中間期変動額			
剰余金の配当		150,000	
中間純利益		77,909	
当中間期変動額合計		72,090	
当中間期末残高		1,449,560	
利益剰余金合計			
前期末残高		4,696,692	
当中間期変動額			
剰余金の配当		150,000	
中間純利益		77,909	
当中間期変動額合計		72,090	
当中間期末残高		4,624,601	
株主資本合計			
前期末残高		6,357,135	
当中間期変動額			
剰余金の配当		150,000	
中間純利益		77,909	
当中間期変動額合計		72,090	
当中間期末残高		6,285,045	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年9月30日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券はすべて「その他有価証券」として扱い、評価方法は次のとおりであります。
 - (1) 時価のあるもの
中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)
 - (2) 時価のないもの
総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産 定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3～18年
器具備品 3～20年
 - (2) 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. リース取引の処理方法
リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(会計方針の変更)
当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。
これによる損益への影響はありません。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
*1有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	64,901千円
器具備品	185,757千円
*2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
*1当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	25,620千円
無形固定資産	2,413千円
*2営業外収益のうち主なもの 受取利息 7,008千円	
*3営業外費用のうち主なもの 償還金等時効完成分支払額 2,103千円	
*4固定資産除却損の内訳 器具備品 2,770千円	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	12,601株	-	-	12,601株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1)配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	150,000千円	11,903円82銭	平成20年3月31日	平成20年6月25日
(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成20年9月30日）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当事項はありません。

（企業結合等関係）
当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
1株当たり純資産額	498,773円54銭
1株当たり中間純利益	6,182円80銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
中間損益計算書上の中間純利益(千円)	77,909
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純利益(千円)	77,909
普通株式の期中平均株式数(株)	12,601

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(平成20年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(平成20年3月31日現在)

(A)名称	(B)資本金の額(百万円)	(C)事業の内容
株式会社愛知銀行	18,000	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社北日本銀行	7,761	
株式会社京都銀行	36,556	
株式会社東邦銀行	18,684	
株式会社南都銀行	29,249	
株式会社北洋銀行	71,101	
株式会社四国銀行	25,000	
株式会社但馬銀行	5,481	
全国信用協同組合連合会	¹ 53,855	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
楽天証券株式会社	² 7,445	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	³ 47,937	

¹ 全国信用協同組合連合会の資本金の額は「出資金」の総額です。² 楽天証券株式会社の資本金の額は平成21年1月13日現在のものです。³ 株式会社SBI証券の資本金の額は平成20年9月末現在のものです。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A) 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B) 資本金の額 : 平成20年3月31日現在、10,000百万円
- (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

3.資本関係

該当ありません。

第3【参考情報】

委託会社は、当特定期間において、次の書類を提出しております。

(1)有価証券届出書	平成20年8月7日
(2)有価証券報告書	平成20年8月7日
(3)臨時報告書	平成20年5月12日
	平成20年6月12日
	平成20年7月10日
	平成20年8月12日
	平成20年9月11日
	平成20年10月10日

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 森 公高
業務執行社員指定社員 公認会計士 辻前 正紀
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治ドレスナー外国債券オープン（毎月分配型）の平成19年11月8日から平成20年5月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー外国債券オープン（毎月分配型）の平成20年5月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前特定期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月26日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	森 公 高
------------------------	-----------	-------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	鈴 木 敏 夫
------------------------	-----------	---------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	奥 村 始 史
------------------------	-----------	---------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森 公高指定社員
業務執行社員 公認会計士 辻前 正紀

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治ドレスナー外国債券オープン（毎月分配型）の平成20年5月8日から平成20年11月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー外国債券オープン（毎月分配型）の平成20年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	森 公 高
------------------------	-----------	-------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	奥 村 始 史
------------------------	-----------	---------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	辻 前 正 紀
------------------------	-----------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 当事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月13日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	森 公 高
------------------------	-----------	-------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	奥 村 始 史
------------------------	-----------	---------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	辻 前 正 紀
------------------------	-----------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2．中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。